

議題 1

串原地域の公共交通空白地有償運送の運行更新について

1. 概要及び目的

串原地域における公共交通機関は、恵那市が運行する自主運行バスと、串原地域内のみで運行する交通空白地有償運送事業「くしばす」となっている。

市自主運行バスはバス事業者の運転手不足や財政的事情により、利用者の少ない路線を維持することが困難であり、十分なバス運行ができない状況である。

これを補完するために平成 30 年 10 月から串原地域自治区運営委員会が主体となり、交通空白地有償運送を開始した。

この地域で、安心して快適な生活をするために、以前より課題であった診療所への通院手段の確保、自主運行バスの無い路線の子供たちへの通園、通学手段として地域に定着してきた。

今後進む過疎高齢化のなか、串原地域住民が安心して生活を続けられるよう、自主運行バスでは賄えない課題に対して実情に合わせて柔軟な対応ができることを目的として、交通空白地有償運送事業「くしばす」を市と地域が協力しながら、事業を継続する。

2. 運行主体

串原地域自治区運営協議会（串原地域自治区の下部組織）
規約（別添）

3. 運送の区域及び地域内の人口

串原地内の全区域

串原の人口 678名（令和5年5月1日現在）

4. 運送する旅客の範囲（対象者）

① 串原区域内の住民とその親族及び串原地域外の住民で串原地域内において日常生活に必要な用務を継続して行う者で、串原地域自治区運営協議会において会員登録を行った者。

② 上記①の会員登録されている者の同伴者。

③ 上記①及び②に掲げる者のほか、会員登録を行っていない来訪者または滞在者のうち、串原地域内において日常生活に必要な用務を継続して行わない者。

ただし、交通が著しく不便であることと、その他の交通手段の確保を図ることが必要であることを恵那市長が認め、市内に営業所を有する全ての交通事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、交通事業者による輸送サービスの提供が困難であることが確認できた場合に限る。（公共交通会議への報告事項）

5. 運賃（旅客の対価）

- ・乗車 1 回 200 円
- ・恵那市内バス一日乗車券 500 円

- ・回数券 11 枚綴り 2,000 円
- ・明知鉄道 1 日フリー切符の提示で運賃が無料（フリー切符当日分に限る）
- ・ワンコインパスポートの提示で運賃 100 円
- ・小学生以下の方と「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」【ミライロ ID 含む】をお持ちの方は、額面の半額（「身体障害者手帳」と「療育手帳」の第 1 種、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方の介護者も半額）

6. 運行時刻

午前 6 時発便から午後 9 時発便まで

7. 運行車両及び運転手

小型乗用車 日産 セレナ 1 台 （平成 30 年 3 月登録 乗車定員 8 人）
 軽乗用車 スズキ パレット 1 台 （平成 22 年 1 月登録 乗車定員 4 人）
 運転手 有償運送運転者講習受講者 計 21 名

地域内の公共交通の現状

恵那市自主運行バス

（明智＝峰山線、串原ささゆり線、中沢線、福原線、上矢作線、明智デマンド交通よやくる号）

豊田市旭地域バス

（生駒線）

タクシー会社の営業所及び、待機所は無い。

運行更新期間

令和 5 年 1 月 29 日より 3 年間

串原地域自治区運営協議会規約

(設置)

第1条 恵那市地域自治区条例第6条の規定に基づき、串原地域自治区に地域自治区運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(事務所)

第2条 運営協議会の事務所は、串原振興事務所内に置く。

(目的)

第3条 運営協議会は、串原地域の自治力を強化し、地域力の向上に努め、地域課題の解決に取り組み、地域内公共的団体等との連携を図り、地域住民が暮らしやすいまちづくりを進めていくことを目的とする。

(役割)

第4条 運営協議会は、第3条の目的を達成するために、まちづくり活動を総合的包括的に管理し、次のことを行う。

- (1)地域の意思決定に関する事項
- (2)地域計画の策定と進行管理に関する事項
- (3)地域計画の目標達成のための企画、立案等に関する事項
- (4)地域内各種団体の連携調整及び活動支援に関する事項
- (5)学習機会の提供及びまちづくり活動の調査研究に関する事項
- (6)複数の地域自治区間での連携調整に関する事項
- (7)情報の発信と収集
- (8)市からの交付金、補助金等並びに基金の適正な執行管理に関する事項
- (9)その他、地域自治区の運営に関して必要な事項

(構成員)

第5条 運営協議会は、次に掲げる者により構成し、総数 20 名以内とする。

- (1)串原自治連合会の構成員
- (2)第3条の目的を達成するために必要と認められる者、及び必要と認められる団体を代表する者

(任期)

第6条 構成員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

2 構成員に欠員が生じた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 運営協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局補助員 若干名

2 役員は、構成員の中から選任する。ただし、会長は串原地域自治区会長が務める。

3 役員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 事務局長と会計は兼務することができるものとする。

(役員役割)

第8条 役員役割は次に定めるところによる。

- (1) 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理すると共に串原地域自治区を代表し恵那市地域自治区会長会議に出席する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、運営協議会の事務を行う。
- (4) 会計は、運営協議会の会計事務を行う。
- (5) 監事は、運営協議会の経理を監査する。

(会議)

第9条 運営協議会の会議は、定例会及び役員会とする。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(定例会)

第10条 定例会は、毎月1回の開催を基本とする。

2 定例会は、第5条の構成員により次の事項を審議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び事業報告並びに事業の承認

- (3) 予算及び決算
 - (4) 役員の選任
 - (5) 第4条に掲げる項目
 - (6) その他必要な事項
- 3 定例会の議長は会長とし、議長の役割は次のとおりとする。
- (1) 運営協議会に係る議事進行
 - (2) 運営協議会の議事内容に係る事務局等との連絡調整
 - (3) その他定例会の議事進行上必要な事項
- 4 議事は議長を除く出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 運営協議会は定例会のほか、必要に応じ開催することができる。

(役員会)

第 11 条 運営協議会に役員会を設ける。

- 2 役員会は、第7条に規定する役員をもって構成する。
- 3 役員会は、地域自治区内関係機関の調整及び運営委員会を統括する。
- 4 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 役員会は、必要に応じ緊急性の高い案件を審議して専決し、次の定例会に報告する。

(会計)

第 12 条 運営協議会の経費は、市からの交付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 運営協議会の会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(手当)

第 13 条 運営協議会の構成員に係る経費は次のとおりとし、手当てには費用弁償を含むものとする。

- | | | |
|-----------------|----|-----------------------|
| (1) 会長 | 年額 | 30万円以内 |
| (2) 副会長 | 年額 | 1万円以内 |
| (3) 事務局長 | 時給 | 1,000円 |
| (4) 会計 | 年額 | 1万円以内 |
| (5) 監事 | 年額 | 1万円以内 |
| (6) 構成員(役員でない者) | 年額 | 1万円以内 |
| (7) 事務局補助員 | 時給 | 厚生労働省の発表する岐阜県最低賃金と同額。 |

- 2 手当ては年度末の支給を基本とする。ただし、会長の手当てについては、年2回に分け、それぞれ年額の2分の1を支給する。

(部会の設置)

第14条 運営協議会に次に掲げる部会を置く。

- (1)総務部会
- (2)健康・福祉・環境部会
- (3)公共交通部会
- (4)交流・産業部会
- (5)教育・文化部会

2 部会は、次の事項を審議議決する。

- (1)部会に付託された事項の決定及び実施に関すること
- (2)部会の事務に関すること
- (3)その他総会及び運営協議会の議決を要しない業務の遂行に関すること

(部会長及び副部会長)

第15条 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、構成員の中から会長が任命する。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代理する。
- 5 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 欠員により選出された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。

(部会の構成と開催)

第16条 部会は、部会長が必要と認める関係機関の者をもって構成し、部会長が開催する。

(庶務)

第17条 運営協議会の庶務は、事務局長及び事務局補助員において処理する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、運営協議会の運営等について必要な事項は、役員会において決定する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。